20　第九項、第十二項及び前二項の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

21　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

22　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

23　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

24　第二十二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

25　国土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて相当検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第七項、第十一項、第十五項、第十七項又は第二十八項の規定に違反したとき。

三　第八項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた相当検査業務規程によらないで相当検査を行ったとき。

四　第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による命令に違反したとき。

五　正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

六　不正の手段により登録を受けたとき。

26　国土交通大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　前項第一号、第二号（第十五項に係る部分を除く。）、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二　第二十項の規定により読み替えて準用する第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による請求に応じなかったとき。

三　国土交通大臣が、外国登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて相当検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

四　第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

五　国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六　国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七　次項の規定による費用の負担をしないとき。

27　前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

28　登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、相当検査業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

29　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき。

二　第七項の規定による届出があったとき。

三　第十七項の規定による許可をしたとき。

四　第二十五項の規定により登録を取り消し、又は相当検査業務の停止を命じたとき。

五　第二十六項の規定により登録を取り消したとき。

30　登録検査機関は、発効日において、新法第百条の十二第一項に規定する登録を受けた者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百条の十七第二項	この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは前条第一項の規定により認可を受けた検査業務規程	この法律若しくは船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号。以下「一部改正法」という。）、これらの法律に基づく命令若しくは処分、前条第一項の規定により認可を受けた検査業務規程若しくは一部改正法附則第七条第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程
第百条の二十二	第百条の十四	第百条の十四又は一部改正法附則第七条第五項若しくは第六項
	同条	第百条の十四
第百条の二十六第一項第一号	第百条の十二第三項第一号又は第三号	第百条の十二第三項第一号若しくは第三号又は一部改正法附則第七条第三項第一号若しくは第三号
第百条の二十六第一項第二号	第百条の二十又は次条	第百条の二十若しくは次条又は一部改正法附則第七条第七項、第十一項、第十五項、第十七項若しくは第二十八項
第百条の二十六第一項第三号	第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた検査業務規程	第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、若しくは同項の規定による認可を受けた検査業務規程
	検査を	検査又は一部改正法附則第六条第一項に規定する相当検査を
第百条の二十六第一項第五号	第百条の十九第二項各号	第百条の十九第二項各号又は一部改正法附則第七条第十六項各号
第百条の二十六第二項第一号	第百条の十九第一項	第百条の十九第一項及び一部改正法附則第七条第十五項
第百条の二十六第二項第二号	第百条の二十一又は第百条の二十二の規定	第百条の二十一若しくは第百条の二十二又は一部改正法附則第七条第二十項の規定により読み替えて準用する同条第九項、第十項、第十八項若しくは第十九項の規定